

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い）</p> <p>第 36 条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等機構加入者又は外国株券等口座管理機関に外国株券等の預託等をした外国株券等加入者に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等、外国カバードワラント及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式（新たに割り当てられる有価証券（外国新株予約権証券等及び外国投資証券等のうち、<u>新投資口予約権証券に類するものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）又は新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）を受領することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（機構による新株式及び新株予約権等の受領のときの取扱い）</p> <p>第 36 条 機構は、預託外国株券等について、外国株券等機構加入者又は外国株券等口座管理機関に外国株券等の預託等をした外国株券等加入者に代わって、株式配当、株式分割、無償交付等（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等、外国カバードワラント及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式（新たに割り当てられる有価証券（外国新株予約権証券等を除く。）をいう。以下同じ。）又は新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）を受領することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>（外国株券等実質株主の報告）</p> <p>第 76 条 機構は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他の株主（<u>外国新株予約権証券等</u>にあつては新株予約権者、外国投資信託受益証券等又は外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国カバードワラント及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。）として受ける権利が付与される場合又は発行者の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、外国株券等機構加入者及び株式事務取扱機関に対し、外国株券等実質株主の報告に係る処理日程及び事由等を通知する。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（外国株券等実質株主の報告）</p> <p>第 76 条 機構は、預託外国株券等につき、議決権又は配当若しくは新株予約権等その他の株主（外国投資信託受益証券等又は外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国カバードワラント及び外国株預託証券にあつては所有者をいう。以下同じ。）として受ける権利が付与される場合又は発行者の所在国等の法令その他の正当な理由に基づき特定の日現在の外国株券等実質株主の状況の把握が必要な場合には、外国株券等機構加入者及び株式事務取扱機関に対し、外国株券等実質株主の報告に係る処理日程及び事由等を通知する。</p> <p>2～6 （略）</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上